

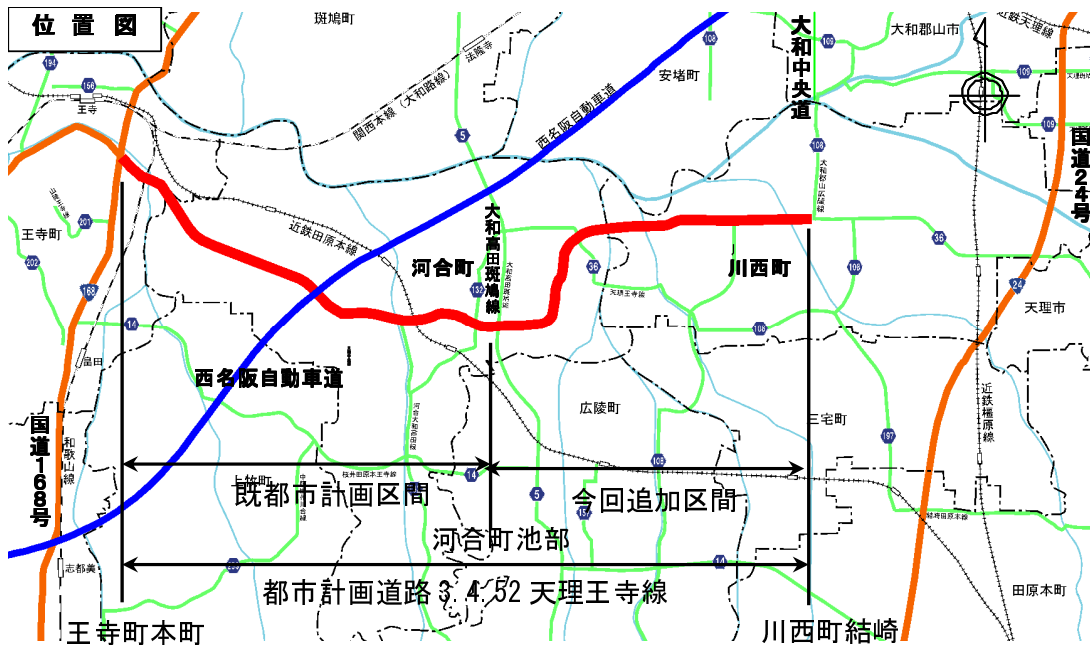
# 都市計画道路 天理王寺線の計画変更概要

(奈良県磯城郡川西町結崎～奈良県北葛城郡河合町池部)

## (都) 天理王寺線の概要

都市計画道路天理王寺線は、起点を河合町大字池部、終点を王寺町本町一丁目とする延長約3.6km、標準幅員18m、車線数4の都市計画道路で、(都)大和高田斑鳩線、(都)奈良西幹線(国道168号)と交差する東西方向の重要な生活幹線道路です。

当初、昭和40年に都市計画決定後、昭和48年に天理王寺線と名称変更し、最終、平成19年に都市計画変更しています。



## 追加区間の概要

【区間】

(自)奈良県磯城郡川西町結崎～(至)奈良県北葛城郡河合町池部

【延長】

約3,200m

【計画交通量】

7,400～8,400台/日

【道路区分】

第3種第2級

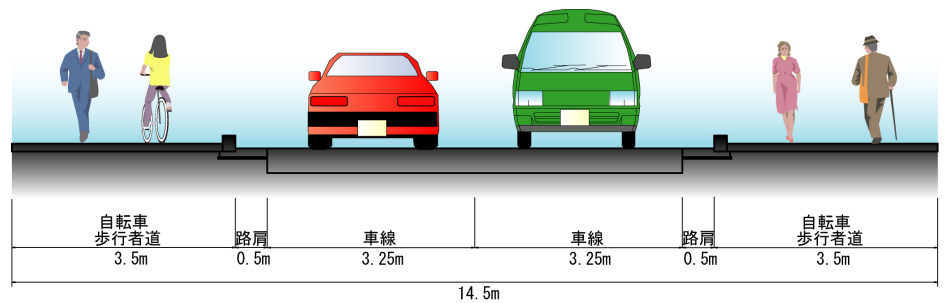
【道路構造】

車線数 : 2車線

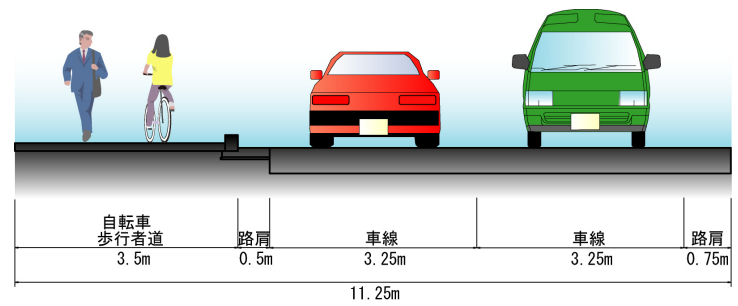
車線幅員 : 1車線あたり3.25m

標準幅員 : 14.5m(河合町区間) / 11.25m(川西町区間)

標準横断面図 / 河合町区間



標準横断面図 / 川西町区間



## 当該地域の現況と課題

河合町、川西町など北葛城郡や磯城郡の北部地域及びその周辺においては、東西方向では、高速道路である西名阪自動車道が通り、さらに、平成23年度の全線供用に向け中和幹線の整備を進めています。また、南北方向では、大和中央道が4車線で既に供用し、現在、京奈和自動車道、あるいは、国道168号の整備を進めています。

当該地域は、これらの広域幹線道路に囲まれた地域ですが、河合町と川西町を結ぶ東西方向の生活幹線道路が整備されていない状況です。

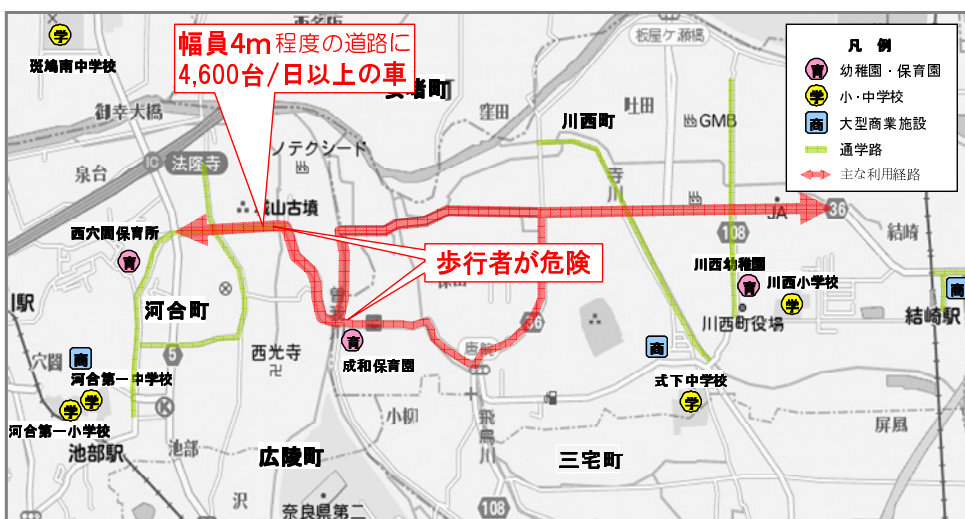
このため、幅員4メートル程度の県道である天理王寺線を1日あたり約4千6百台の自動車交通が通行する状況になっており、小学校や幼稚園、保育園への通学などの歩行者、あるいは、自転車利用者が、車と交錯し非常に危険な状況にあり、地域住民等の安全性の確保が喫緊の課題となっています。

さらに、南北に流れる河川により東西方向の移動に支障を来しており、特に、曾我川においては、橋梁は幅員の狭い保橋のみであるため、河川を挟んだ東西地域の交流や連携の妨げとなっており、当該地域の東西方向の連携確保が必要です。

## (都) 天理王寺線の整備効果

### ① 地域の安全性の向上

(都)天理王寺線の整備により、現道の天理王寺線や当該地域内の町道の自動車交通が、(都)天理王寺線に転換することにより、現道の天理王寺線など当該地域の狭隘な道路に流入している自動車交通が減少し、地域の安全性の向上が図られます。



## ② 地域の利便性の向上

(都)天理王寺線の整備により、河川により分断された当該地域の東西方向の連携が確保され、地域住民等が安全で円滑に移動することが可能となり、地域の利便性の向上が図られます。



## ③ まちづくりの振興

(都)天理王寺線の整備により、東西軸の強化が図られ、河合町の都市計画マスタープランにおいて、「まちづくりの基本方向」として位置づけられている、「地域に根ざした産業の振興を図り、バランスの取れた安定した“自立型”の地域づくりの継承」に寄与します。

さらに、県道大和高田斑鳩線など、当該地域周辺の幹線道路の混雑緩和にも寄与します。

## 環境への影響

都市計画の追加区間の中で、環境予測を実施した結果、大気質、騒音、振動のすべてにおいて環境基準等を満足する結果が得られています。

### 【実施箇所】

追加区間の近傍に住居が存在する地区において、環境予測を行っています。

### 【評価結果】

#### ① 大気質

二酸化窒素の予測値は 0.031~0.032ppm です。これは、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」※1の環境基準を満足しています。

また、浮遊粒子状物質の予測値は 0.0769~0.0771 mg/m3 です。これは、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m3 以下であること」※2の環境基準を満足しています。

#### ② 騒音

騒音の予測値は、昼間で 43.7~64.3dB、夜間で 37.3~57.9dB です。これは、「昼間で 65dB 以下および夜間で 60dB 以下であること」※3の環境基準を満足しています。

#### ③ 振動

振動の予測値は、昼間で 52.8~55.8dB、夜間で 41.7~54.6dB です。これは、「昼間で 65dB 以下および夜間で 60dB 以下であること」※4の要請限度を満足しています。

※1 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)

※2 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)

※3 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

※4 「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

## 都市計画の手続

都市計画案は、各法令や将来計画との整合性を図り、住民の皆様のご意見等を参考に作成されます。

### 【都市計画決定の内容】

- ・路線の位置・区域

縮尺 2500 分の 1 の地図上に、位置及び区域を表示します。

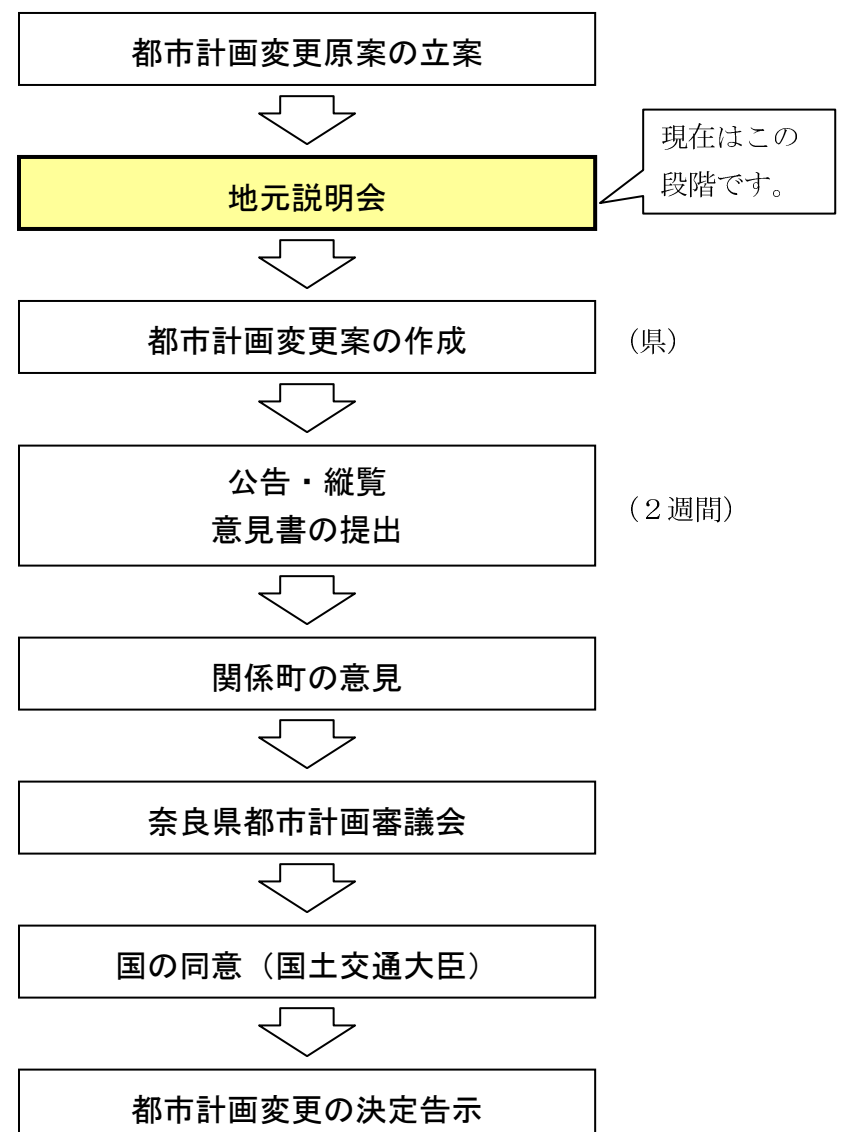
- ・道路の基本的な構造

道路の車線数や幅員、基本的な構造形式などを定めます。

### 【今後の手続】

- ① 本日の説明会後、都市計画変更の案を作成し、これを 2 週間住民の皆様にご覧いただきます。縦覧の期間や場所等については、県公報、町の広報誌等で後日お知らせいたします。
- ② 住民の皆様はこの期間中に意見書を県に提出することが出来ます。
- ③ 都市計画変更の案について関係町（河合町、川西町）の意見を聴取します。
- ④ 都市計画変更の案を、奈良県都市計画審議会に付議し、審議いただきます。この際に、住民の皆様から提出された意見書の要旨も審議会に提出されます。
- ⑤ 奈良県都市計画審議会にて可決された後、国土交通大臣の同意を受け、都市計画変更の決定告示が行われます。

### 都市計画決定までの流れ



## 本計画についてのお問い合わせ先 (平日の 8:30~17:30)

### (都市計画について)

- 奈良県 まちづくり推進局都市計画室  
奈良市登大路町 30 番地 TEL. 0742-27-7520 (直)

### (事業について)

- 奈良県 土木部道路建設課  
奈良市登大路町 30 番地 TEL. 0742-27-7495 (直)
- 奈良県 高田土木事務所計画調整課  
大和高田市東中 2 丁目 2 番 1 号 TEL. 0745-52-6144 (内線 45)
- 奈良県 桜井土木事務所計画調整課  
桜井市上之庄 327 番地 TEL. 0744-42-9191 (内線 33)